

～健康診査をあなたの健康管理に役立てましょう～
平成30年度各種健康診査申込案内

村では健康管理の一環として、健康診査、各種がん検診を実施します。

「平成30年度各種健康診査申込案内」を3月の上旬までに各世帯に送付しますので、内容をよく確認し、付属のはがきに必要事項を記入してください。



3月16日(金)まで
郵送、又は健康福祉課に
お持ちください。

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

<40～74歳の方の特定健康診査について>

- ◎「特定健康診査」は加入している医療保険者ごとに実施しています。
- ・国民健康保険に加入している方には、健診前に村から受診票を対象となる方全員に送付しますので、申し込みは不要です。
- ・国民健康保険以外の保険に加入している方は、それぞれの被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合等）にお問い合わせください。

お子さんの予防接種の
受け忘れはありませんか？

3月1日から7日は「子ども予防接種週間」です

子ども予防接種週間にあわせ、次の医療機関で3月3日(土)に予防接種を実施します。通常の診療時間に予防接種が受けられないお子さんは、この機会の接種をお勧めします。

◆協力医療機関(事前に各医療機関へ問い合わせください。)

医療機関名	住所/電話	受付時間
明石台こどもクリニック	富谷市明石台6-1-20 ☎725-8815	午後2時30分～3時30分
いとうクリニック	富谷市成田4-1-11 ☎348-3051	午前8時30分～午後1時
大清水内科クリニック	富谷市大清水1-2-3 ☎346-0482	午後2時～5時
田山小児科医院	大和町吉岡字館下22-5 ☎345-0738	午前8時30分～11時30分 午後2時30分～5時
富谷医院	富谷市ひより台1-45-1 ☎358-2872	正午～午後6時
深見内科循環器内科医院	大和町吉岡字上道下40-1 ☎345-3693	午後2時30分～4時

※この事業は、日本医師会、日本小児科医会、厚生労働省で推進しています。

○麻しん、風しん予防接種の第2期は3月31日(土)までです。期間内に予防接種を受けましょう。
【第2期対象者】平成30年4月に小学校就学予定のお子さん

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

引っ越しごみの出し方について

引っ越しに伴いごみが多量に出る場合は、他の利用者の迷惑とならないように、分別方法を守り少量ずつ数回に分けて出してください。

一度に多量のごみを処理する場合は、自己搬入、又は許可業者に収集運搬を依頼してください。どちらの場合も有料となります。

ごみの処分方法等は、配布しております「ごみの分別と出し方」、「家庭ごみ収集計画表」、又は村のホームページをご覧ください。

◆問い合わせ先
住民生活課 ☎341-8512

<多量ごみの処理について>

【自己搬入】

搬入許可証が必要ですので、搬入する車の車検証の写しを持って住民生活課にお越しください。ごみの処理手数料がかかります。

◆搬入・問い合わせ先

環境管理センター☎342-2218
(大和町吉田字根古北50)

【許可業者に依頼】

村が配布している「家庭ごみ収集計画表」で許可業者を確認し、処理を依頼してください。ごみの処理手数料と業者への収集運搬費用がかかります。

引っ越しシーズンです 手続きをお忘れなく！

春は、就職や入学、転勤などで引っ越しの多いシーズンです。引っ越しの忙しさでうっかり手続きを忘れてしまうと、いろいろと不都合が生じることがあります。また、窓口が混雑する場合がありますので、各種手続きは早めに済ませましょう。



種類	届出の期間	必要なもの
転入届	転入してから14日以内に届出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(運転免許証など) ・印鑑 ・前住所地からの転出証明書 ・各医療費助成、児童手当該当者は所得証明書など ・マイナンバーカード、又は通知カード
転出届	転出する前に届出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(運転免許証など) ・印鑑 ・印鑑登録証 ※印鑑登録者のみ ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※加入者のみ ・医療費助成受給者証(万葉すくすく子育てサポート医療費、母子父子家庭医療費、心身障害者医療費) ※該当者のみ
転居届	転居した日から14日以内に届出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(運転免許証など) ・印鑑 ・国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証 ※加入者のみ ・医療費助成受給者証(万葉すくすく子育てサポート医療費、母子父子家庭医療費、心身障害者医療費) ※該当者のみ ・マイナンバーカード、又は通知カード

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

小・中学校の
転校



転出の場合

役場窓口で転出届をする前に、小・中学校と教育委員会教育学習課へ転校をする旨をご連絡ください。

在学証明書等の交付と転校先での手続きについてご案内します。

転入の場合

大衡村へ転入届を行った後、教育委員会教育学習課へご連絡ください。指定された学校での手続き等をご案内します。

◆問い合わせ先
教育学習課 ☎341-8517

水道・下水道



水道・下水道の利用者は、下記の届け出をお願いします。届け出の際は印鑑をご持参ください。

- | | |
|---|--|
| <p>水道</p> <p><input type="radio"/>水道使用・中止届</p> <p><input type="radio"/>給水開始請求書</p> | <p>下水道</p> <p><input type="radio"/>公共下水道使用開始・</p> <p><input type="radio"/>休止・廃止・再開届</p> |
|---|--|

◆問い合わせ先 都市建設課 ☎341-8516

無線放送戸別受信機

村外への転出等で無線放送の戸別受信機を使用しなくなった場合は、受信機の返却をお願いします。室外アンテナに接続している場合は企画財政課にご連絡ください。

なお、村営住宅・定住促進住宅は設置のまま返却の必要はありません。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510